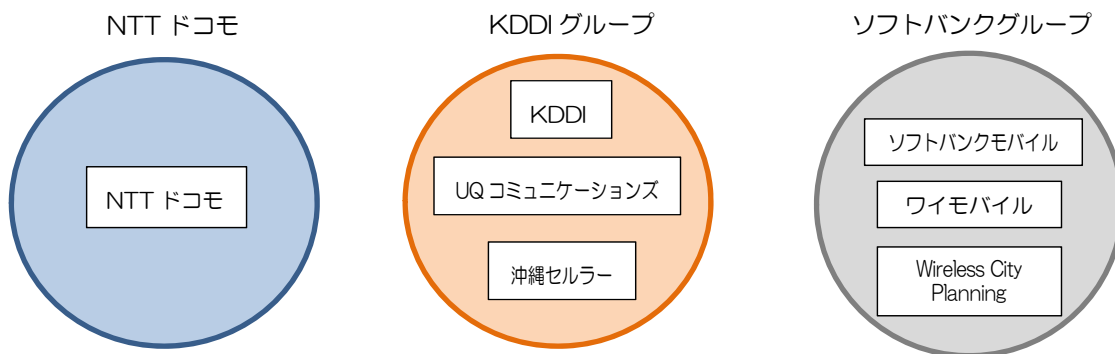


移動系通信の契約数に関する公表方法の見直しについて

平成26年度第3四半期(12月末)の移動電気通信事業の加入数及びブロードバンド・インターネット加入数の公表にあたり、移動系通信(携帯電話・PHS・BWA)の契約数について、次のとおり公表方法の見直しを行っています。

[見直し内容]

現在、国内では複数のMNOが移動系通信のサービスを提供しています。移動系通信のサービスでは、資本関係等から構成される3つのグループが市場で大きなウェイトを占めており、複数のMNOが同一グループ内に含まれている状況にあります。

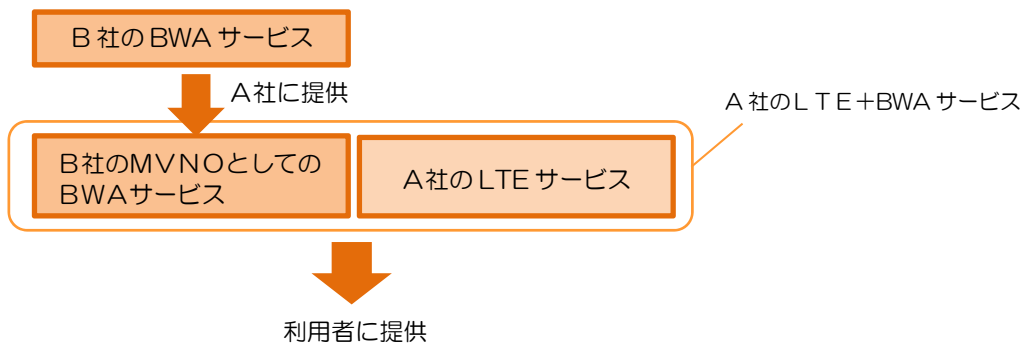


この同じグループ内に存在する複数のMNO間では、あるMNO(以下「MNO・A社」といいます。)が、同じグループに属する他のMNO(以下「MNO・B社」といいます。)からMVNOの立場で提供を受けた携帯電話やBWAのサービスを、1つの携帯電話端末等で自社のサービスと併せて提供すること※が行われています。

※ グループ内取引が行われているもの(例)

- ・ LTE+BWA (KDDIとUQコミュニケーションズ)
- ・ 3G+LTE (ワイモバイルとソフトバンクモバイル)

(例)



これまで、このようなグループ内での取引を含んだ形態のサービスについては、移

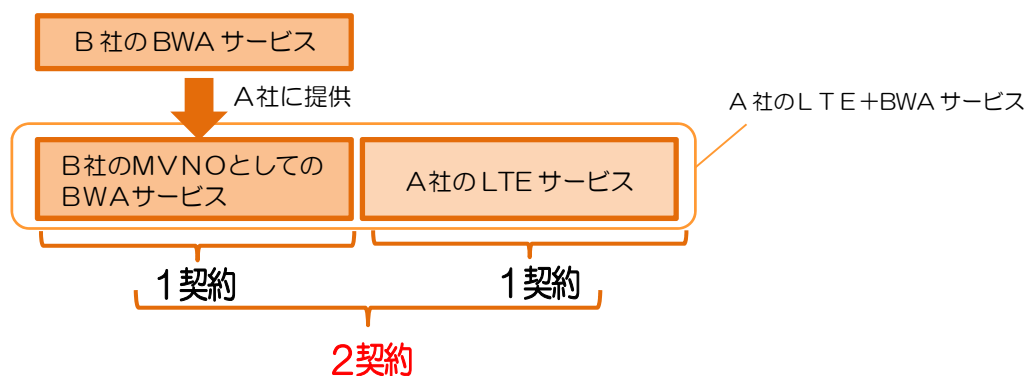
動系通信の契約数の算出に当たり、

- ① MNO・A社と利用者との間の契約、
- ② MNO・B社とMNO・A社との間におけるMVNOに係る契約
(MNO・A社がMVNOとして、MNO・B社からサービスの提供を受けることに係る契約)

のそれぞれを1契約としてこれを合算し、2契約としてカウントしてきました。

一方、BWA用周波数に対応した携帯電話端末の普及により、上記の形態のものが急速に増加しており、契約数を従来の上記の方法（本資料において「単純合算」としてしています。）を用いて算出した場合は、契約数にグループ内で取引された分（上記②に係る契約数）が含まれるため、利用者の立場で1つの契約として認識されるものが、算出上では2つの契約数としてカウントされることから、利用者視点からの実態と乖離したものになってしまうおそれがあります。

（単純合算によるカウント方法）



このため、上記の形態のようなグループ内取引が行われているものについては、当該グループ内取引に係るMVNO契約を含む2契約としてではなく、これを1契約としてカウントする算出方法（本資料において「グループ内取引調整後」としてしています。）による契約数を単純合算の契約数と併せて公表するとともに、概要等の説明に当たっては、グループ内取引調整後の契約数を中心に使用することとしました。

（グループ内取引調整後のカウント方法）

